

精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第40条の2から8までの規定に基づき、精神科病院における虐待の防止を目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、精神科病院における業務従事者による障害者虐待（以下「虐待」という。）は、法第40条の3第1項に基づき、当該精神科病院において入院医療を受ける精神障害者について行う次の各号のいずれかに該当する行為とする。

- (1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第7項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当すること。
- (2) 精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による障害者虐待防止法第2条第7項第1号から第3号までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。

第3条 前条の虐待とは、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

- (1) 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
- (2) 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
- (3) 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の精神障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- (4) 放棄・放置：精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による（1）から（3）までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること
- (5) 経済的虐待：精神障害者の財産を不当に処分することその他精神障害者から不当に財産上の利益を得ること

(虐待の通報)

第4条 法第40条の3第1項の規定により、精神科病院において、虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに市に通報しなければならない。また、同条第2項の規定により、虐待を受けた精神障害者（以下「被虐待者」という。）は市に届け出ることができるものとする。

(通報等の受付)

第5条 市は、通報等を受けたときは、「精神障害者虐待通報受付票」(別記様式第1号)により、通報者又は被虐待者として届出をした者(以下「被虐待届出者」という。)の情報、虐待者の状況、被虐待者の情報等の聞き取りを行うこととする。

2 市は、前項で聴取し作成した「精神障害者虐待通報受付票」(別記様式第1号)に基づき、虐待の可能性が高いと考えられる場合には、「精神障害者虐待事実確認チェックシート」(別記様式第2号)の通報時評価を作成するものとし、第3条に掲げる虐待行為の分類を踏まえて、虐待疑い事案の状況整理を行うものとする。

(担当部局会議)

第6条 虐待疑い事案の初期対応を検討するため、担当部局会議を招集するものとする。会議の構成は、こころの健康センターの管理職及び複数人の職員とする。

2 「精神障害者虐待通報受付票」(別記様式第1号)及び「精神障害者虐待事実確認チェックシート」(別記様式第2号)の内容に基づき、今後の対応方針を決定するものとし、必要に応じて、委嘱した外部専門家と連携するものとする。

(報告徴収等)

第7条 市長は、担当部局会議の決定に基づき、必要があると認めるときは、虐待疑い事案の事実確認を行うため、精神科病院に対して、報告徴収等を行うものとする。

2 精神科病院への報告徴収等により事実確認したことや、新たに判明した事実等に基づき、「精神障害者虐待事実確認チェックシート」(別記様式第2号)の事実確認時評価を記入するものとする。

3 精神科病院への報告徴収等による事実確認及びこれまで整理された各情報に基づき、「対応方針決定シート」(別記様式第3号)を作成するものとする。

(虐待対応ケース会議)

第8条 市は、精神科病院への報告徴収等により確認した事実を精査し、虐待疑い事案の今後の対応方針を決定するため、虐待対応ケース会議を開催するものとし、虐待対応ケース会議の構成委員を次の各号に掲げるものを基本とする。

(1) 新潟市こころの健康センターの管理職及び職員等

(2) 外部専門家：精神障害者の医療に関し学識経験を有する者(精神保健指定医等)、精神障害者の保健または福祉に関し学識経験を有する者(精神保健福祉士等)、法律に関し学識経験を有する者(弁護士等)(いずれも当該精神科と関わりのない者とする)等

2 市は、虐待対応ケース会議において、「対応方針決定シート」(別記様式第3号)に基づき、対応方針を協議するものとし、虐待の事実が認められた場合は、迅速かつ的確に対応方針等を決定するものとする。

(改善命令)

第9条 市長は、通報等のあった精神科病院において、虐待が行われたと判断したと

きには、当該精神科病院の管理者に対して、改善すべき事項及びその期限を示して改善計画の提出を求め、必要な措置を採ることを命じることができるものとする。

また、提出された改善計画に不足がある場合には、変更を命じるものとする。

2 市長は、精神科病院の管理者が改善計画の提出、必要な措置等の命令に従わない場合には、その旨を公表することができるものとする。

(入院医療の制限)

第10条 市長は、精神科病院の管理者が改善命令に従わないときは、期間を定めて次の各号に掲げる医療の提供の全部又は一部を制限することを命じることができるものとする。

- (1) 法第21条第1項の任意入院
- (2) 法第33条第1項の家族等同意による医療保護入院
- (3) 法第33条第2項の市町村長同意による医療保護入院
- (4) 法第33条第3項の特定医師による医療保護入院
- (5) 法第33条の6第1項の精神保健指定医による応急入院
- (6) 法第33条の6第2項の特定医師による応急入院

2 市長は、入院医療の制限を命令した場合においては、その旨を公表しなければならないものとする。

(虐待防止措置が講じられていない場合の対応)

第11条 市長は、精神科病院への報告徴収等の結果、法第40条の2に基づく虐待防止措置が講じられていないと判断した場合には、当該精神科病院の管理者に対し、改善命令を行うことができるものとする。

(虐待以外の対応)

第12条 虐待以外の対応を要する場合は、必要に応じて関係機関等につなぎ、その旨を「精神障害者虐待受付票」(別記様式第1号)に記録して当該通報等に係る対応を終了するものとする。

(虐待の状況等の公表)

第13条 市長は、毎年度、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 虐待の状況
 - (2) 虐待があった場合に採った措置
 - (3) 虐待を行った業務従事者の職種
- (調査及び研究)

第14条 市は、虐待の事例の分析や、虐待の予防及び早期発見のための方策並びに虐待があった場合の適切な対応に関する事項の調査や研究について、国や国から依頼された関係機関等からの協力依頼があった場合には、情報の取り扱いに十分留意しつつ、適宜協力するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

精神障害者虐待通報受付票

注) 精神科病院に入院中の患者が業務従事者から虐待を受けた場合のみ対象とする

受付日	年 月 日 時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()
受付機関		対応者
疑われる虐待行為	<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的 <input type="checkbox"/> その他 ()	

相談・通報・届出者について	氏名	<input type="checkbox"/> 匿名	所属機関名	
	電話番号		通報者へ連絡	<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否
	被虐待者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> その他業務従事者 () <input type="checkbox"/> 他患者 <input type="checkbox"/> 家族・親族 () <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> その他 ()		
通報内容 (具体的な相談内容・虐待だと思った事項・虐待者の様子や意見等)				
・いつから → <input type="checkbox"/> 今日 <input type="checkbox"/> 数日前 <input type="checkbox"/> () 週間前 <input type="checkbox"/> () カ月前 <input type="checkbox"/> その他 ()				
・いつまで → <input type="checkbox"/> 今日 <input type="checkbox"/> 数日前 <input type="checkbox"/> () 週間前 <input type="checkbox"/> () カ月前 <input type="checkbox"/> その他 ()				
・頻度は → <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 数日おき <input type="checkbox"/> 週末 <input type="checkbox"/> 週 () 回 <input type="checkbox"/> 月 () 回 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ()				
・具体的内容				
通報者の情報源	通報者は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> あざ等を見て、又は怒鳴り声や泣き声等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 通報者が被虐待者 <input type="checkbox"/> 被虐待者から聞いた <input type="checkbox"/> 他の業務従事者から聞いた <input type="checkbox"/> () から聞いた <input type="checkbox"/> その他 ()			

虐待者の状況(疑い含む)	ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	歳 <input type="checkbox"/> 不明
	氏名	<input type="checkbox"/> 不明			
	被虐待者との関係	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> その他業務従事者 () <input type="checkbox"/> その他 () 身近に虐待を抑止できる人 → <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない			
	特記事項				

被虐待者の状況	ふりがな		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	連絡先	
	氏名	<input type="checkbox"/> 不明	生年月日	年 月 日	年齢 歳 <input type="checkbox"/> 不明
	入院医療機関名		現在の状況	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 退院後	
	入院年月日	() 年 () 月 () 日	<input type="checkbox"/> 不明		
	精神科病名	<input type="checkbox"/> 統合失調症 <input type="checkbox"/> 双極性障害 <input type="checkbox"/> うつ病 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 不安障害、神経症 <input type="checkbox"/> てんかん <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 依存症 (アルコール、薬物等) <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	身体的合併症	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明			
	入院形態	<input type="checkbox"/> 医療保護入院 <input type="checkbox"/> 措置入院 <input type="checkbox"/> 任意入院 <input type="checkbox"/> 応急入院 <input type="checkbox"/> 緊急措置入院			
	行動制限	<input type="checkbox"/> 身体的拘束 <input type="checkbox"/> 隔離 <input type="checkbox"/> 電話の制限 <input type="checkbox"/> 面会の制限 <input type="checkbox"/> 任意入院者の開放処遇の制限 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他 ()			
	キーパーソン(※)	氏名 ()	被虐待者との関係 ()		
	特記事項				

被虐待者の意向等	虐待を受けているという自覚	備考
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	虐待に対する意思表示	
	<input type="checkbox"/> 助けを求めている <input type="checkbox"/> サインがある <input type="checkbox"/> 隠そうとする <input type="checkbox"/> 意思表示が困難 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※キーパーソンとは、被虐待者本人の状況を把握し、治療などの意思決定補助や緊急時の連絡先となる人物のこと

精神障害者虐待事実確認チェックシート

被虐待者		通報年月日	年	月	日
担当者		事実確認年月日	年	月	日

虐待の内容

注) 太字・下線で示している項目に該当する場合等、通報時点において虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等は緊急保護の検討が必要。

【記入方法】 通報時評価及び事実確認時評価の「状況」欄：該当する…○、疑い…△、把握できず…？、該当無し…×

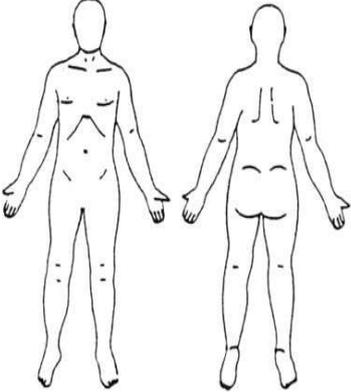
立入検査によって事実確認をした際には、事実確認時評価の「評価」欄の1～5に○をつけ、「(誰)が(誰、何)から確認」を記入する。

	各虐待事項の例示	通報時評価		事実確認時評価	
		状況	特記事項	状況	評価
身体的虐待	身体 の いずれかの部位に外傷、骨折、火傷、あざ等がある 程度(治療を要する程度、治療を要さない程度、その他()) 部位() 大きさ() 色()				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	殴る、蹴る、つねるなどの暴力行為が行われている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	健康に有害な食物や薬物、また処方されていない薬を与えられている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	向精神薬を医師の指示以上に過剰服用させている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	正当な理由なく身体を拘束している				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	備考				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
放棄・放置	食事や水分を十分に提供しない等により、著しい体重の増減、やせすぎが見られるにもかかわらず、適切な介入が行われていない				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	皮膚の潰瘍や褥瘡が悪化しているにもかかわらず、適切なケアが行われていない				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	治療中の内服薬を飲ませてもらえない				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	医師の指示と異なる服薬調整がコメディカルによって行われている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがあるにもかかわらず、適切な介入が行われていない(不潔な服を着させ続ける、排泄の介助をしない等)				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	他の精神障害者から虐待を受けている精神障害者の存在を知り得たにもかかわらず、適切な介入が行われていない				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
心理的虐待	業務従事者の暴言や拒絶的な態度、意図的な無視をされる等、人格をおとしめるような扱いを受けている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	無視、暴言、乱暴な扱い、締め出し、懲罰的な扱いを受けている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	障害に伴う言葉遣いや歩き方を興味本位で真似し、行為・行動を嘲笑される				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだりするなど、年齢にふさわしくない接し方をされる				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認
	備考				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 ()が()から確認

	各虐待事項の例示	通報時評価		事実確認時評価	
		状況	特記事項	状況	評価
性的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
	性的な嫌がらせ（裸にされる、キスをされる等）や、はずかしめを受けている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
	更衣やトイレ等の場面のをぞかれたり撮影されたりする				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
	わいせつな写真や映像を見せられる、わいせつな言葉を言われる				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
	備考				
経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が業務従事者に不当に使用・流用・処分されている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
	本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく業務従事者に不当に管理されている				1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
					1. 写真 2. 目視 3. 記録 4. 聴き取り 5. その他 () が () から確認
	備考				

その他（分類が困難な事項等）

例）精神保健福祉法に反する信書（手紙）の発受の制限、人権擁護に関する行政機関の職員や患者の代理人である弁護士との電話の制限が行われている等。または、患者の不満や苦情等。

虐待の全体状況


対応方針決定シート

会議日	年 月 日 時 分 ~ 時 分	記録者
会議出席者		
会議資料	<input type="checkbox"/> 精神障害者虐待通報受付票（様式1） <input type="checkbox"/> 精神障害者虐待事実確認チェックシート（様式2） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
事実確認状況	発生したと思われる時期	令和 年 月 日 ごろ 根拠（ ）
	発生しやすい時期・時間帯・頻度	
	1	a
	2	b
	3	c
	4	d
	5	e
6	f	
虐待の認定	虐待類型	認定根拠（上記虐待の状況、要因に基づき認定）
	<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 心理的 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 虐待事案でない	
	<input type="checkbox"/> 現段階では疑いの状態	
緊急性の判断 <small>（障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある）</small>	緊急性の有無	緊急性の有無（及び緊急保護等を行うこと）を判断した根拠（虐待の状況、要因に基づき記載）
	<input type="checkbox"/> 緊急性あり	
	<input type="checkbox"/> 緊急保護を検討 ⇒ <input type="checkbox"/> 保護の検討、集中的支援 ⇒ <input type="checkbox"/> 面会制限が必要 ⇒	
	<input type="checkbox"/> 現時点では認められない	
被虐待者の意向		
虐待者の意見		
その他関係者等の意見		
当面の対応方針		